



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

Vol.8

R7/11/27 発行

【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台 6 階 ※令和 6 年 12 月より仮移転中
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

☆成年後見制度の代理権について

◆代理権とは？

本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限のことです。
成年後見制度において成年後見人等が代理できる行為には以下のような違いがあります。

	法定後見		任意後見
	後見	保佐・補助	
代理できる行為	本人の財産に関する全ての法律行為	代理権付与の申立てにより裁判所が定めた行為のみ (保佐・補助類型の代理権付与には 本人の同意が必要)	任意後見契約により定めた行為のみ (代理権が付与されるのは任意後見監督人選任後)

◆代理権の具体例

(保佐・補助申立てにおける代理行為目録より一部抜粋)

【不動産関係】

- 本人の不動産の売却等の契約締結
- 他人の不動産の借家等の契約締結

【預貯金関係】

- 預貯金に関する金融機関との取引

【保険関係】

- 保険契約の締結や解除
- 保険金の請求及び受領

【その他財産管理】

- 各種収入の受領及びこれに関する諸手続
- 各種支出及びこれに関する諸手続
- 本人が負担する債務の弁済

代理行為目録は裁判所 HP で確認できます

[裁判所 HP:代理行為目録【保佐・補助用】掲載ページ](#)

【相続関係】

- 相続の承認や放棄
- 遺産分割又は単独相続の諸手続

【身上保護関係】

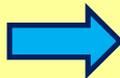
- 福祉サービス契約の締結
- 介護保険、要介護認定等の各申請
- 福祉施設入所契約の締結
- 医療契約及び入院に関する契約

【その他の手続関係】

- 税金申告等の税金に関する諸手続
- 訴訟手続や破産手続



何の代理行為が必要になるか分からないし、とりあえず全部の代理権をつけておけばいいよね？



保佐・補助類型では**包括的な代理権付与は認められない**んだよ！本人に必要な代理行為の範囲は、個々のケースによって違うよね。
代理権は、本人の状況に合わせ必要最低限の範囲で定める必要があるんだ！



※1

次号では、保佐・補助類型における代理権付与に関する事例をご紹介します！（令和 8 年 2 月頃発行予定）

☆「権利擁護チーム支援会議」のチラシを作成しました！

本センターでは、判断能力が不十分な方々に対する権利擁護支援において、法律や福祉の専門家が必要に応じてその支援に参画できる仕組みづくりを目的に

「権利擁護チーム支援会議」を開催しています。

支援関係者の皆さんに、この会議を知って頂くためにチラシを作成しました。

この会議で相談したい！事例検討をしたい！というケースがあれば、ぜひご相談ください。

権利擁護チーム支援会議の詳細、チラシについては本センターホームページをご確認ください。



※1 後犬ちゃん（こうけんちゃん）・・・厚生労働省 成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」のマスコット

☆相談対応におけるワンポイントアドバイス



認知症の母に成年後見人を付けたいと考えています。成年後見制度の手続きの方法を教えてください。

このような相談を受けた時、皆さんならどのように対応しますか？

- ・家庭裁判所で申立書類をもらえば手続きができることを伝えればよいよね？
- ・後見申立てを支援してくれる専門職団体を紹介した方がいにかしら？
- ・まずは成年後見制度のメリットとデメリットを説明すればいいの？



本センターで相談を受けた際は、最初に「**成年後見制度が必要になった事情**」を伺います。ご本人が抱える課題は何か、課題を解決するためにご本人にはどのような支援が必要なのか、ご本人は成年後見制度の利用を希望しているのか等を聞き取りながら課題を整理していくと、全ての相談が必ずしも成年後見制度の利用に結びつくとは限りません。そのため、成年後見制度の相談を受けた際はアセスメントが重要になります。

成年後見制度は判断能力が十分でない方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、**本人の権利や財産を守り、本人の意思決定を尊重して生活できるように支援するための制度**です。成年後見制度の相談を受けた際は、以下のポイントを参考にしてみてくださいね。



- 1 本人の生活上・財産上の課題は何か？
- 2 成年後見制度を利用することで何が解決するのか？
- 3 成年後見制度以外の解決方法として考えられることは？
- 4 成年後見制度以外に必要な支援は？
- 5 緊急性の有無 → やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

「成年後見制度申立ての手引き（仙台市成年後見サポート推進協議会）」

☆第4期市民後見人養成講座 開講中！

現在13名の受講者の方々が、市民後見人候補者名簿登録を目指して市民後見人の役割や制度、認知症・障害等の理解、実際の活動などについて、50時間程度の基礎講座・応用講座から成るカリキュラムを学んでいます。

これまで（第1期～第3期）に68名の方々が修了し、内32名の方が市民後見人として活動されました。（内、12名が現在も活動中）

「市民後見人の活動を知りたい」「後見人等候補者として推薦を依頼したい」等のお問い合わせがありましたら、当センターまでお気軽にご相談ください。



★市民後見人とは、「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」（日本成年後見法学会）です。本市では、本センターが開催する所定の養成講座修了後、仙台市社協に名簿登録された方で、且つ家庭裁判所により成年後見人等に選任された方となります。

☆権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜：午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除く）

【電話番号】 022-223-2118

【対象】 仙台市内在住の方



【当センターHP】

まずは、
お電話で
お問い合わせ
ください。



- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 当センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行いません。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援を一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。